

## 新潟市排雪作業実施基準

安全で円滑な冬期道路交通の確保を目的に、除雪目標を達成させるため、適切で効果的な排雪作業を実施する。

なお、除雪区分および除雪目標については、別紙「新潟市冬期道路交通確保計画書」に定める。

### 【排雪作業実施基準】

- 排雪作業は、原則として、以下の状況となった場合に実施することができる。
  - ・ 除雪目標の幅員の確保が困難となった場合。
  - ・ 交差点部に堆雪した雪により、交通安全上必要な視距の確保が困難となった場合。
  - ・ 今後の降雪により、通常除雪では除雪目標の幅員の確保が困難となると想定される場合。

### 【排雪作業基本事項】

- 排雪作業が必要な場合は、原則排雪協議書を事前に取り交わし、各除雪本部の指示で実施する。
- 排雪する作業量（排雪幅）は、原則として確保すべき幅員とするが、堆雪状況や天候、交通量などを総合的に勘案し、各除雪本部でその都度設定する。
- 歩道がない道路において、交通量や歩行者の通行量などの現場状況に応じて、各除雪本部の指示により、歩行者が通行できる幅員（片側）を確保することができる。
- 右左折レーンのある道路については、優先度や交通量を総合的に勘案し、各除雪本部の指示により、必要なレーンを確保することができる。
- 大型車の通行が多い道路は、車線数に関わらず大型車のすれ違いが可能となる幅員以上を確保することができる。ただし、優先度や交通量などを総合的に勘案し、各除雪本部の指示で実施する。
- 降雨や気温上昇が予想される場合や、融雪期で日照等による自然融雪が期待できる場合のほか、優先度や交通量、および現場状況などを総合的に勘案し、各除雪本部の判断で実施を見合わせることもできる。

## 【排雪目標】

○ 適切な排雪作業のため、除雪区分毎の排雪目標を以下に示す。

### 1 車道排雪

#### (1) 重点（優先度①）

##### ア 平常時

- ・ 原則2車線以上の幅員が確保できなくなった場合、各除雪本部の指示で実施することができる。
- ・ 一般車のすれ違いが可能となる幅員以上の確保に努める。

##### イ 異常時

- ・ 異常時においても、一般車のすれ違いが可能となる幅員以上の交通確保に努める。

#### (2) 第1種（優先度②）

##### ア 平常時

- ・ 原則2車線以上の幅員が確保できなくなった場合、各除雪本部の指示で実施することができる。
- ・ 一般車のすれ違いが可能となる幅員以上の確保に努める。

##### イ 異常時

- ・ およそ5日以内に一般車のすれ違いが可能となる幅員以上の確保に努める。

#### (3) 第2種（優先度③）

##### ア 平常時

- ・ 原則2車線の幅員が確保できなくなった場合、各除雪本部の指示で実施することができるが、状況によっては1車線確保で必要な待避所を設けることができる。
- ・ 一般車の通行が可能となる幅員以上の確保に努める。

##### イ 異常時

- ・ およそ10日以内に一般車の通行が可能となる幅員以上の確保に努める。

#### (4) 第3種

##### ア 平常時

- ・ 原則1車線の幅員が確保できなくなった場合、各除雪本部の指示で実施することができる。
- ・ 一般車の通行が可能となる幅員以上の確保に努める。

##### イ 異常時

- ・ 「重点」「第1種」「第2種」（優先度①～③）の除雪区分を優先し、状況によっては一時交通不能となってもやむを得ない。

### 2 交差点排雪

- ・ 原則として、ドライバーの視線高さや子どもの身長を考慮し、交通安全上必要な視距の確保ができなくなった場合に、天候や交通量などを総合的に勘案し、各除雪本部の指示により実施することができる。
- ・ 排雪作業の実施範囲は、状況に応じた適量を撤去する。

※異常時とは50cm/24h程度以上の異常降雪時または何らかの理由で除雪不可能な場合。